

平成23年2月15日

越前市長 奈良俊幸 殿



越前市水道料金協議会

会長 美濃美雄



越前市水道料金の見直しについて（答申）

平成22年8月23日付け越企水第523号で、当協議会に諮問のありました、越前市水道料金の見直しにつきましては、越前市水道料金協議会設置要綱第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。



はじめに

越前市の水道事業は、市民生活や経済活動を支える社会基盤施設として整備され、普及の時代から維持管理・更新の時代を迎えている。

この間、少子高齢化や人口減少社会の到来、環境共生型社会への移行など、事業環境の変化に直面し、さらに、国・地方の厳しい財政状況に伴い、地方の自立が求められるなか、地方公営企業としての経営の健全化・安定化は、持続可能な水道事業を実現するために欠かせない重要な課題となっている。

この状況の下、将来にわたって「安全で安心な水道水の安定供給」を確保するため、平成18年度から平成25年度にかけて、段階的に県水への転換を図るとともに、平成21年度には公営企業として効率的、計画的な事業運営を図ることを目的に、今後10年間の方向性を示す「越前市水道ビジョン」を策定し、水を通じた潤いのある生活環境の提供を目指している。

当協議会においては、これまでに、王子保浄水場と福井県日野川地区水道管理事務所を視察する中、水道事業の現況と課題、水需要の推計、経営健全化計画、料金等のしくみと水準に関して、慎重に調査、審議を行ってきた。

その上で、経営健全化計画の事業内容を着実に推進していくことを前提とし、今後の適正な水道料金等のあり方について、議論を進めてきた。

その適正な水道料金等については、今後の水需要の減少をはじめ、高度処理水の確保と危機管理体制の構築に伴う県水受水量の増嵩などの事業経営に与える影響、需要家の負担の公平性などに十分留意するとともに、水道事業が市民生活に密接に結びついていることから生活用水に配慮することを念頭において審議した結果、次のとおり必要最小限の見直しが適正であるとの意見が集約されたので、ここに答申する。

1. 水道料金見直しの基本的考え方

- (1) 水道料金は、電気・ガス料金など他の公共料金同様に、能率的な運営の下における適正な原価に基づいて算定することが法令で定められていることから、健全な事業経営を維持するための原価を水道使用者に負担していただく必要がある。
- (2) 原価総額は、使用者のグループごとに個別にかかる原価の配分を基本として応分の負担をしていただくこととなるが、水道事業は、市民生活に密着した保健衛生の役割を担っているため、生活用水には特段の配慮をするとともに、需要家間の公平性に留意した料金体系を設定する必要がある。
- (3) 改定率が急激に変化する場合には、その急激な変化を緩和する措置（激変緩和措置）を講ずるなどの配慮も必要である。

2. 見直しの原点（経営改革上の緊急な取組みとして）

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的とする地方公営企業であり、その経営にあたっては、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように、運営されなければならない」という基本原則が、法に示されている。

この経済性と公共の福祉の増進という二つの要請を、事業運営のなかでいかに満足していくかが、非常に重要な課題となっている。

水という生きるためになくてはならない、そして代替のきかないものを将来にわたって、安定的に供給することと、企業の経済性を発揮して効率的な経営を追求することの両立を、図らなければならない。

このことから、市民負担が必要最小限となるよう、見直しにあたっては、以下に掲げる事項を基本に審議を行った。

- (1) 経営健全化計画に示されている費用の積み上げは適正であるか。
 - ① 職員数は、円滑な事業運営を阻害しない程度の最小人員となっているか。
 - ② 経常経費は、ムダを省き、最大限圧縮されているか。（水源の休止を含む）
 - ③ 県水受水費の低減が見込まれる状況の下、料金引き上げを実施する合理性はあるか。
 - ④ 料金引き上げに充分見合う、需要家に対するサービス向上、将来の安定給水は確保されるのか。
 - ⑤ 民間委託の推進による経費削減策を講じるべきである。
- (2) 経営健全化計画に示されている主要事業の投資計画はコスト削減の観点から適正か。
 - ① 不要・不急の事業はないか。
 - ② コスト削減に対する工夫が成されているか。
- (3) 今回の見直しは、安心して飲める水の重要性も含め、県水の必要性和受水計画について、市民の理解を得ることが前提となるが、説明責任を果たす措置が講じられているか。
- (4) 水道事業創設以来の低廉な給水等の企業努力やノウハウの継承による、将来にわたっての安定給水は担保されているか。

3. 改定内容

(1) 水道料金

①料金算定期間について

平成23年度から平成25年度までの3ヶ年とする。

なお、今回の改定は、平成26年度における料金改定を回避するとともに急激な変化を緩和するため、平成23年度と平成25年度の2回で実施する。

②料金改定率について

「市水道事業経営健全化計画」の事業内容、財政収支見通し等を総合的に勘案し、料金改定率については、平成23年度に平均19.59%、平成25年度には平均11.76%引き上げる。

③料金体系について

ア 料金体系は、生活用水の低廉化や限りある水資源の観点から、口径別基本料金に水量区画別逡増型水量料金を加えた二部料金制を踏襲するものとする。

イ 大口使用者に対し、過度に負担を求めることは、地下水の利用が促進され、地下水環境の保全にも影響を及ぼしかねないことから、第4区分の逡増度を第2区分の概ね1.5倍以内に保つこととする。

ウ 節水のインセンティブを働かせるとともに、使用水量に応じた適正な対価を求める視点から、基本水量制を見直すこととし、現行、口径13mmと20mmに付与している基本水量10m³/月を5m³/月に変更する。

④水道料金について算定基準を提示する。

別表1のとおり引き上げる。

(2) 水道加入金

水道加入金については、施設更新費用が増大していることから、新旧水道使用者間の公平化を図るため、別表2のとおり引き上げる。

(3) 手数料

再開栓、工事検査手数料については、負担の公平性の観点から、各コストを勘案し別表3のとおり引き上げる。

また、給水装置工事事業者の指定申請手数料についても、上記の趣旨から、新たに設定する。

(4) 料金等改定時期

平成23年7月1日から適用とする。

4. 要請事項

- (1) 財務体質の改善・強化、収入確保及び経費の削減、定数管理の適正化など、経営基盤強化の施策に積極的に取り組むとともに、更なる経営の効率化に努めること。
- (2) 水道事業は、維持・更新の段階に入ってきたことから、今後は、企業債残高の縮減に努めるとともに、内部留保資金を確保し、企業債への依存度を改善するよう努めること。
- (3) 県水の購入単価については、事業経営に与える影響が多岐であることから、受水3市2町が連携し、今後も引き続き、県に対し単価低減を要請すること。
- (4) 水道料金の改定は、市民生活や企業活動に影響を与えることから、料金等のしくみや経営状況についてさまざまな手段を講じて、分かりやすい広報活動に積極的に努めること。
- (5) 経営健全化計画において、浄水場の維持管理等の包括委託の導入を掲げているところであるが、今後は、水道事業全般の包括委託（政策形成及びその決定、許認可や処分、公平性の確保に関する業務を除く。）導入など、経営基盤強化を目指し、最適な事業経営形態の構築に努め、人件費の大幅削減を図ること。
- (6) 今後、事業の中断も視野に入れた、投資計画見直しを行い、費用の最大限の圧縮に努めること。

別表1 健全経営のための適正な水道料金

1ヶ月：円

1m³：円

項目	口径等区分		現行料金 (H20. 4. 1)	第1回 改定料金 (H23. 7. 1)	第2回 改定料金 (H25. 4. 1)
基本料金	φ13	5m ³ の基本水量有	840	840	840
	φ20	5m ³ の基本水量有	1,320	1,320	1,320
	φ25		2,730	3,100	3,500
	φ40		7,200	10,000	11,000
	φ50		11,800	16,000	18,000
	φ75		22,600	30,000	36,000
	φ100		35,500	48,000	60,000
	φ150		53,500	73,000	100,000
水量料金	第1区分 (6~10m ³)	φ13・φ20	—	60	60
	第1区分 (0~10m ³)	φ25以上	135	60	60
	第2区分 (11~30m ³)		135	160	185
	第3区分 (31~100m ³)		175	205	240
	第4区分 (101m ³ ~)		185	220	260

別表2 水道加入金

1件：円

口径	現行料金 (H20. 4. 1)	改定料金 (H23. 7. 1)
φ13	50,400	60,000
φ20	88,200	100,000
φ25	138,600	160,000
φ40	352,800	420,000
φ50	554,400	660,000
φ75	1,260,000	1,500,000
φ100	2,217,600	2,600,000
φ150	別に定める	別に定める

別表3 手数料

1件：円

項目	現行料金 (H20. 4. 1)	改定料金 (H23. 7. 1)
再開栓手数料	1,000	1,500
工事検査手数料		
分岐工事を含まない	1,000	1,500
分岐工事を含む	1,000	2,000
指定給水装置工事事業者 申請手数料	—	10,000

越前市水道料金協議会協議経過

- 平成22年6月28日 第1回越前市水道料金協議会
- ・ 委員委嘱
 - ・ 水道事業の現状と課題
 - ・ 施設見学
- 平成22年8月23日 第2回越前市水道料金協議会
- ・ 諮問及び協議
 - ・ 水道料金のしくみと水準
- 平成22年9月30日 第3回越前市水道料金協議会
- ・ 日野川地区水道用水供給事業の経緯と受水計画（県水受水の必要性）
 - ・ 水需要の推計
 - ・ 水道料金計算書（想定試算）
- 平成22年10月28日 第4回越前市水道料金協議会
- ・ 県水の受水計画（県水受水の必要性）
 - ・ 水道事業経営健全化計画
- 平成22年11月15日 第5回越前市水道料金協議会
- ・ 水道事業経営健全化計画（経営健全化に向けた具体的な取組み内容）
 - ・ 市民への周知（特集-水の話 掲載項目）
- 平成22年11月24日 第6回越前市水道料金協議会
- ・ 市民への周知（特集-水の話）
 - ・ 諮問事項（算定期間、改定手法、基本水量）
- 平成22年12月24日 第7回越前市水道料金協議会
- ・ 諮問事項（料金改定案、加入金、手数料）
- 平成23年2月2日 第8回越前市水道料金協議会
- ・ 経営健全化計画の今後の取組み
 - ・ 答申（案）
- 平成23年2月10日 第9回越前市水道料金協議会
- ・ 答申（案）

越前市水道料金協議会委員名簿

区分	氏名	役職名	備考
学識経験者 3名	美濃 美雄	会長	元県議会議員
	浅沼 美忠		県立大学経済学部 准教授
	片岡 建和		北陸税理士会 福井県支部連絡協議会 会長
公共的団体の 代表6名	大柳 登	副会長	越前市自治連合会 会長
	坂野 良治		越前市老人クラブ連合会 会長
	竹内 紀昭		武生商工会議所 工業部会 副部会長
	竹下 眞一		越前市商工会 副会長
	玉村 幸枝		越前市消費者グループ連絡協議会 会長
	藤井 圭子		越前市消費者グループ連絡協議会 理事
水道使用者 の代表2名	石川 浩		福井県和紙工業協同組合 副理事長
	相木 玲子		武生医師会
市長が認め る者4名	田中 夏枝		福井県消費生活モニター
	笹川 和美		社会教育関係団体（青年グループ）
	林 富久子		公募
	斧 勉		公募